

氏名(本籍)	わた なべ じゅん や 渡 邊 淳 也 (愛 媛 県)
学位の種類	博 士 (言 語 学)
学位記番号	博 乙 第 1903 号
学位授与年月日	平成 15 年 2 月 28 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	フランス語における証拠性の意味論
主査	筑波大学教授 文学博士 古川直世
副査	筑波大学教授 P h . D . 中右實
副査	筑波大学助教授 DL 青木三郎
副査	筑波大学助教授 文学博士 廣瀬幸生
副査	筑波大学助教授 P h . D . 竹沢幸一

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、言語学において「証拠性」と呼ばれる概念が、それを表す専用マーカールをもたないフランス語においてどのように具体的に発現し、表現されているかを分析し、それらの表現形式の本質的機能を考察しつつ、それとの関連において証拠性の概念そのものを明らかにすることを目的としている。

まず第1部では、証拠性についての予備的考察がおこなわれている。第1部、第1章では、証拠性に関する先行研究が検討され、従来の多くの研究においては、証拠性とは「直接経験・推論・伝聞」という発話に先だって予め外在する何らかの情報源である、という捉え方をされてきた、と指摘する。しかし、例えば、通例は「推論」を表すマーカールとされる *il me semble* が、直接経験によって得られた情報を提示する場合にも、あえて語調緩和のために用いられることがあるなど、たんなる情報源のマーカールとしては捉えきれない現象が存在する。すなわち、発話者は、アプロリにあたえられた情報源を示すのではなく、比較的自由に発話の根拠や、その信頼性のほどを示していると考えられる。そこで、第2章では、証拠性を、「発話から出発して、それを根拠へと関係づける操作」として動的に再規定している。

第2章では、具体的に証拠性を標示するとみられる機能的、文法的マーカール、すなわち、*il semble que...*、*il paraît que...*、条件法、*devoir* を研究対象として選び、それらを語意識論的な方向性で研究するという指針が提示される。その際、たとえ証拠性を表すとみられる用法が当該マーカールの一部の用法でしかなくとも、それに観察の範囲を局限せず、広く多様な用法を視野にいれ、各用法に通底する、マーカールに固有の本質的機能を抽出することにより、ほかの用法とも整合的な説明ができることが目標とされている。このアプローチは、一般に、多くの機能的マーカールにおいて、各用法を截然とはわけられない連続性が観察されることによって正当化される。

つぎに、第2部では、事例研究として、それぞれのマーカールを具体的に分析している。そのうち、第3章では *il semble que...*、第4章では *il paraît que...*、第5章では他者の言説をあらわす条件法、第6章では *devoir* の認知的用法がそれぞれ中心的な考察の対象となっている。

第3章では、*il semble que...* という表現が分析されている。*il semble que...* の機能は、*que...* 以下の命題内容を、間接的徴候から推論によって導き出したことを表す証拠性的部分と、命題内容に認知的モダリティを付与するモーダルな部分をあわせもつ。このうち、証拠性的部分は、動詞 *sembler* の、「類似性」(*similitude*) を表すというその

本質的機能に由来する。この仮説について、論拠となるさまざまな統辞的・意味的現象を提示し、また人称用法もふくむ、semblerのさまざまな用法における検証が行なわれている。また、il semble que...にともなう間接目的補語à qqn.の機能についても考察され、それは、il semble que...の場合は暗示的であった、命題内容を感知する主体、すなわち知覚主体を明示することである、としている。そのことから、知覚レベルがきわだち、感覚・感情をあらわす内容と親和性が高いことを、うまく説明することができる、とする。

第4章では、il paraît que...という表現の分析が行なわれている。先行研究においては、この表現は、もっぱら「伝聞」という価値を標示する固定表現として扱われてきた。しかし、たとえ固定表現として扱うにしても、この表現が伝聞という特定の価値を標示することができるのはなぜかという点に関しては説明がなされるべきである。これについて、paraîtreの語彙的用法が検討され、「出現」、「顕在」をあらわす用法に共通する図式として、「発現」の標示がparaîtreに本質的な機能である、とされる。この動詞は、通常の運動動詞とちがって、運動の起点を示すことができない。このことが、引用や報告話法とは異なる、伝聞における本源の不定性とつながっており、発話者にとって伝聞内容が「発現」的に捉えられることが、il paraît que...による伝聞の標示の基底にある、と主張されている。また、「発現」に内在する起動相・点括相的な語彙的アスペクトは、il paraît que...の伝聞内容の単一性・孤立性につながっており、第5章で扱われている「他者の言説をあらわす」条件法との対比点となる。

第5章では、動詞の条件法の、他者の言説をあらわす用法が主たる研究対象となっている。この用法の条件法については、多くの先行研究で、「伝聞」や「情報の借用」、すなわち「発話内容が、情報の出どころとなる具体的な第三者から来ていること」を示す機能が認められてきた。しかし実例を観察してゆくと、伝聞的なモデルでは説明のつかないものも少なくない。叙述内容の本源が、具体的な人物・機関ではなく、推論、思弁などの抽象的な思考内容として提示されている場合も、条件法はまったく同様に内容を述べることができる。その他にも、これまであまり注目されてこなかったさまざまなタイプの例について検討され、この用法における条件法の機能は、単に内容が、外部の情報源に淵源することを示すだけでなく、より広く、他者の言説の連続性、ひいてはそれに表象される事態の連続性を、あくまでも総体的に仮定し、その連続性の中に事行を位置づけることを要求するものである、と主張されている。さらに、他者の言説をあらわす用法に関する仮説から出発すれば、その延長線上で、条件法の他の用法についても均質的な説明をくわえることが可能であり、条件法というマーカーに通底する本質的機能を理解しうるということについても触れている。

第6章では、いわゆる認識的用法を主たる研究対象として、準助動詞devoirの機能を追及している。認識的devoirについては、ほとんどすべての先行研究が「推論」、より細かにいえば「省略三段論法」を標示するとしている。しかし、実例を観察すると、まったくの決めつけ、当てこみで判断をくだす場合にもdevoirを用いることができることが分かる。この種の実例の観察にもとづいて、先行研究が仮定するような推論仮定はつねに認められるとはかぎらず、むしろ「他の可能性の排除」という操作こそがdevoirの本質的機能である、と主張している。

第3部では総括と展望が提示される。第7章では、マーカーの本質的機能から出発して、どのような過程をたどることで、多様な証拠性的な解釈が生ずるのかを跡づけ、それにもとづいて、マーカーと証拠性の関係を再規定している。証拠性のカテゴリーに属するさまざまな解釈の変異は、マーカーの本質的機能が、いかなる統辞的・意味的実体へと適用されるかの差異に由来している。証拠性は、それぞれのマーカーがアプリアリに与える固定的な価値ではなく、発話のなかで動的に構築される価値であるとの考えが示されている。

最後に第8章で、証拠性と、いくつかのその関連領域とのかかわりについて論じられ、発話行為、ひいては言語活動全般に対する証拠性のかかわりについて考察されている。証拠性の問題は、発話行為のさまざまな側面と深い関連をもっており、証拠性を考察してゆくことは言語活動そのものの探究にも寄与しうるものである、と結論付けられている。

審査の結果の要旨

本論文は、証拠性の概念がそれ専用のマーカールをもたないフランス語においてどのように具体的に発現しているか、という観点からの証拠性の諸相の包括的な研究であり、このような研究は内外の言語学においてこれまで行なわれてこなかった。まずそこに、本論文の意義がある。さらに本論文の独創性をなすひとつの点は、証拠性を表す用法をもっていると思われる表現形式がどのような経路で証拠性を表すに至っているかを、表現形式自体が本来もっている本質的機能を捉えた上で、その本質的機能とのかかわりにおいて明らかにしている、という点にある。このようなアプローチは、特定の語彙を含む表現形式に対してのみならず、「他者の言説をあらわす」用法をもつ条件法という動詞の法の研究にも十分に有効に生かされている。このことは、本論文が証拠性という個別的問題にとどまらず、より一般的に発話行為の問題にもつながる考察を行なうことを可能にし、本論文にいわば厚みを与えているといことができる。

本論文にさらに望まれるものがあるとするならば、証拠性を表す専用マーカールをもたないフランス語という言語における証拠性の概念の具体的な発現という観点からの事例研究をもとに、証拠性の概念そのもののさらなる理論的な詰めを行なうという点である。しかしながら、このような期待は、本論文における事例の原理的な記述、説明自体を何ら損なうものではなく、総じていえば、本論文がこの分野の研究において学界に寄与するところ大であると高く評価される。

よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。